

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事及び監事に対して理事、監事報酬を支給する。(ただし施設長、会計責任者を兼任するものはこの限りではない) 具体的な業務として、施設運営にあたり適切な指示、命令、決定業務を行う。

(支給額)

第3条 支給総額は、年額 500 万円を限度とする。

- 2 理事長の報酬は月額 10 万円とする。
- 3 監事の報酬は、月額 3 万円とする。
- 4 監事の交通費は、月に 1 回分のみ 2,500 円を支払うものとし理事会に出席しかつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る交通費は、支払わないものとする。
- 5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、監事報酬 1 日分 3 万円及び交通費 1 日分 2,500 円を支払うことができる。
- 6 監事の交通費が、1 日分の 2,500 円を超える場合には、その実費とする。

(支給日)

第4条 理事及び監事報酬は、毎月 28 日(支給日が銀行休業日の場合は前営業日)に支払う。

- 2 その他 実働に応じその都度支払うものとする。

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

平成 28 年 8 月 1 日 第 3 条 3、4、5、6 改定